



第2号様式（第2条関係）

一般廃棄物処理業許可証

指令さ町環第 63 号

住所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号

氏名 株式会社 カナザワ
代表取締役 金沢 幸一

令和 5 年 9 月 7 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 5 年 9 月 20 日

さつま町長 上野 俊市



事務所の所在地及び名称	鹿児島県鹿屋市下祓川町3568-1, 3569-3, 3569-6 株式会社 カナザワ
取扱う廃棄物の種類	事業所系一般廃棄物 ・可燃ごみ（生ごみ・紙くず等） ・不燃ごみ（ガラス・金属類等） ・資源ごみ（アルミ缶・びん等） 家庭系一般廃棄物 ・不燃ごみ（ガラス・金属類等）
収集・運搬・処分 の種類	収集・運搬
区 域	さつま町全域 ※契約事業所に変更があった場合はその都度届け出る。
許可の条件	1. 一般廃棄物収集運搬許可車両以外の車両を使用しないこと。 2. 一般廃棄物収集運搬許可車両は、許可番号を当該車両に表示すること。 3. 業務遂行にあたっては関係法令等の規定を遵守し、かつ、町長の指示に従うこと。
許可の期間	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで